

令和8年度 第1回徳島県奨学金審査委員会 会議録

1 日時

令和8年8月25日（火）10時から

2 場所

県庁9階 教育委員室

3 出席者

(1) 委員 7名出席

(2) 事務局 生涯学習課長 ほか4名

4 会議次第

(1) 開会あいさつ

(2) 自己紹介

(3) 奨学金貸与制度等について

(4) 議事

決定事項

I. 令和9年度徳島県奨学生の選考基準について

II. 徳島県奨学金の返還免除について

(5) 閉会あいさつ

5 会議概要

(1) 開会あいさつ（生涯学習課長）

(2) 自己紹介

（各委員、事務局自己紹介）

(3) 奨学金貸与制度等について

＜事務局から説明＞

I. 徳島県奨学金貸与制度の概要

II. 徳島県奨学金制度の沿革

III. 令和8年度新規貸与状況

＜質疑・御意見＞

（委員） 保証人のことだが、延滞されている方で保証人から回収できた実績はどれくらいあるか。実績は高いのか。他県の状況を見るのも大切だが、現実論として延滞者の中から連帯保証人（親）から回収できた割合と、保証人から回収できた割合。保証人から回収できる事例は非常に少ない。それであれば、保証人を廃止する方向で考えた方がいいのではないか。個人的な意見なので、実績を勘案した上で考えていただけたらと思う。

（事務局） 具体的な数字は今手元に持っていないが、保証人から回収できるのは少なく、連帯保証人が中心となっている。ただ、本人や連帯保証人が自己破産されたような場合に、保証人に残りの1/2を請求させていっている。また、連絡が取れなくなった際に保証人を通じて連絡先を確認できたりすることもあるので、保証人を引き続きお願いしていきたい。他県の状況も踏まえながら、より良い運営につながるよう考え

ていく。

(委 員) 未収金の関係で、貸与総額に対する何パーセントぐらいが未収金になっているか、もしくは対象者に対して何パーセントぐらいの方が未収になっているか。どんな状況かを教えてほしい。

(事務局) 令和8年7月末時点での未収額が、大体7,300万円弱である。

(委 員) サービサーへの売却の基準は定められているか？

(事務局) 滞納件数が4件以上になった時点で督促を行い、返還計画が出ない場合、催告をする。催告した後、滞納件数が12ヶ月ある分について、また返還計画が出てこないものについて移管予告をし、支払いがないものについて移管をする流れとなっている。

(委 員) 割り切って早くした方がいい。債務者は、声が大きく、利息額が高いところから払っていくので、この奨学金は優先順位が最後になる。現実的に回収できる割合も少ないので、あまり手間をかけずに、割り切ってサービサーに売却していくようにしていった方が楽かなと思った。

(委 員) 連帯保証人に加えて保証人を要している運用について、現場の方で、申請のハードルになっていないか。学校現場の方で何かあれば、この機会に教えていただきたい。届くべきところに届いてほしいと思うので、それが大きなハードルということであれば、回収率を高めるということもあるが、そこは考えていかないといけないのかと思う。連帯保証人プラス保証人ということだが、保証人は同居親族以外となるのか？

(事務局) 同一世帯以外。

(委 員) 別居している祖父母や、叔父叔母などか。

(事務局) 世帯が同一生計でなければ構わない。

(委 員) 保証人が立てられなかったため、断念されたという問題もあるのかなと思っている。学校現場でなにかあれば。

(委 員) 保証人がいなかったためという残念なケースは件数的に少ない。学校現場でまとまって把握することはなかなかできないと思う。校長のところに上がってくることは少ない。

(委 員) 私のところに上がってくることがない。保証人が見つからなかったということを学校で報告すること自体があまりない。学校の方では把握できていない。

(委 員) 中学校においても同様。まずこの申請がきちんと行われることが大事なので、保証人よりもまず申請書類をきちんと整えるところで時間をかけてきちんとしていただいている状況で、保証人が見つからなかったとは聞いたことがない。

(委 員) そういうケースもあると思うのだが、学校現場の方では把握できていないというところだと思う。

IV. 選考基準（案）等

(4) 議事

I. 令和9年度徳島県奨学生の選考基準について

<事務局案を詳細説明>

- ・生活保護基準の見直しに伴う奨学金の所得基準額の見直し。
- ・特別控除額は変更なし。

<審議>

- ・事務局案について

(委 員) 制度概要の2要件の(4)で「日本学生支援機構の貸与型奨学金」との併用は認めないとされているのは、高専生で併用の可能性があるということでしょうか。高校生は対象でないのか。

(事務局) 高校生については県に移行したので支援機構の方と重なることはない。高専生について私どもの制度を利用される場合は、学生支援機構の制度の利用は控えていただくことになる。

(事務局) 先ほどの未収額の説明に少し補足すると、平成28年度には約1億3600万円の未収金が発生していたが、現在は約7800万円まで大きく減少してきたのは、サービスへの業務移管による効果だと考えている。先ほどおっしゃっていただいたように滞納が発生したら早期に解決に向けて取りかかることで、不良債権が固定されないように取り組んでいるが、だんだんと過去からずっと残っている部分の割合が高まってきており、一層の削減というのは難しくなってきている。新たな未収金が増えていかないように、早期回収に取り組んでいきたいと考えている。

(委 員) 7800万円には正常債権も延滞債権も含まれているか？

(事務局) 納期を過ぎても、収まってない分である。正常債権は入っていない。

(委 員) 特別控除額の表について、日本学生支援機構のものをそのまま適用しているということだが、機構においても変更はないのか？

(事務局) 日本学生支援機構に電話で確認し、今年度も変更ないということで、毎年確認させていただいている。

(委 員) この控除額はしばらく変わってないのですね。

(事務局) はい。少なくともこの3年は。

(委 員) その仕組みでいいと思う。特に県独自に何かというわけではなくて、国の制度を参考にするというところに異論はない。

<決定>

令和9年度徳島県奨学生の選考基準については、事務局案のとおり決定。

Ⅱ. 徳島県奨学金の返還免除について

<事務局から説明>

詳細説明(1名死亡による免除)

<審議>

事務局案について、特に質問・意見等はなし。

<決定>

徳島県奨学金の返還免除については、事務局案のとおり決定。

議事終了

(5) 閉会あいさつ(生涯学習課長)